

福岡県公報

平成二十一年五月十一日
第二千九百六十三号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

再掲

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年五月十一日

一 病院の項中

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

緑ヶ丘病院

”

”

緑ヶ丘三番五号

改める。

再掲

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月二十四日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則(平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える

。

8 条例第三条第二十三号の作業(別表第二十三号の作業の項作業内容の欄の二に掲げる作業に限る。)に従事した場合で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事したときは、当該作業に係る手当額に五百十円を加算して支給するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

に を

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月二十四日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中、「労働福祉事務所」を「労働者支援事務所」に、「商工事務所」を「中小企業振興事務所」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月二十四日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二児童相談所の項中「総務企画課長 支所長」を「次長 相談第一課長」に改め、同表中「労働福祉事務所」を「労働者支援事務所」に、「商工事務所」を「中小企業振興事務所」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月二十四日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第二十号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ甲表中

| | | |
|-------|----------|-----------|
| 児童相談所 | 係長 副長 | 課長 支所長 |
|-------|----------|-----------|

を

| | | |
|-------|----------|----------|
| 児童相談所 | 係長 副長 | 次長 課長 |
|-------|----------|----------|

に、

を

| | | |
|---------|----|------------------|
| 労働福祉事務所 | 副長 | 次長 労働福祉 主幹 |
|---------|----|------------------|

に、

| | | |
|----------|----|------------|
| 労働者支援事務所 | 副長 | 次長 労働主幹 |
|----------|----|------------|

この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

附則

| | | |
|-------|----|----|
| 商工事務所 | 副長 | 次長 |
|-------|----|----|

を

| | | |
|-----------|----|--------|
| 中小企業振興事務所 | 副長 | 地域経済主幹 |
|-----------|----|--------|

に改める。